

岩手県告示第329号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除予定保安林の所在場所 一関市巖美町字市野々原108の13（次の図に示す部分に限る。）、108の423
- （2） 保安林として指定された目的 水源のかん養
- （3） 解除の理由 道路用地とするため
- 2（1） 解除予定保安林の所在場所 一関市巖美町字市野々原108の54・108の320（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- （2） 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- （3） 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び一関市役所に備えておいて縦覧に供する。